

○大隅肝属広域事務組合と組合を組織する市町との職員派遣に関する要綱

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合告示第7号

(目的)

第1条 この要綱は、大隅肝属広域事務組合（以下「組合」という。）と組合を組織する市町（以下「関係市町」という。）との間における職員の派遣に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員派遣の基本方針)

第2条 関係市町は、組合同約（平成21年指令市町村第88号）第3条に規定する事務を効率的かつ合理的に共同処理するため、組合から職員の派遣要請があった場合は、当該関係市町の職員を組合に派遣するものとする。

(派遣職員の資格基準)

第3条 前条の規定により、関係市町から組合に派遣する事務職の職員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 関係市町の職員として3年以上勤務している者
- (2) 行政に関する企画力及び指導力のある者
- (3) 勤務成績が優秀で、かつ、身体が健康な者

2 前条の規定により、組合から派遣要請をする場合は、原則として別表第1のとおりとする。ただし、組合管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める場合はこの限りでない。

(派遣期間)

第4条 第2条の規定による派遣期間は、原則3年とする。ただし、組合又は関係市町が特に必要があると認める場合は、管理者と関係市町の長（以下「関係市町長」という。）が協議のうえ、その期間を延長し、又は短縮することができる。

(派遣職員の要請)

第5条 管理者は、職員の派遣を要請しようとするときは、大隅肝属広域事務組合職員派遣要請書（別記第1号様式）を関係市町に提出するものとする。

2 関係市町長は、管理者から前項の規定による要請があったときは、大隅肝属広域事務組合職員派遣通知書（別記第2号様式）に当該職員の人事記録簿を添えて、管理者に通知するものとする。

3 管理者は、派遣職員に関する割当表を作成し、事前に関係市町に示さなければならない。

(協定書の締結)

第6条 市町職員の派遣を決定したときは、管理者と関係市町長との間において、大隅肝属広域事務組合への職員派遣に関する協定書（別記第3号様式）を締結するものとする。

(派遣職員の身分取扱い等)

第7条 関係市町から派遣される職員（以下「派遣職員」という。）は、組合職員及び当該市町職員の身分を併せ保有するものとする。

2 管理者は、派遣職員が派遣前に任ぜられていた職と同等以上の職に補するものとする。

3 派遣職員の服務、勤務時間、休日及び休暇等の勤務条件については、組合の関係規定を適用するものとし、分限及び懲戒の処分については、原則として当該市町の規程により措置するものとする。

4 派遣職員に係る地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「共済組合法」という。）及び地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「災害補償法」という。）の適用については、組合の職員として取り扱うものとし、共済組合法第113条第2項に規定する共済組合の負担金及び災害補償法第49条第1項に規定する負担金は、組合が負担するものとする。

（派遣職員の給与等）

第8条 派遣職員の給料、職員手当等（退職手当を除く。）及び旅費は、組合が負担するものとし、退職手当は関係市町の負担とする。

2 前項の給料については、関係市町との協議により決定するものとする。

（身分の変動の通知）

第9条 関係市町長は、派遣職員の身分又は給与その他必要な事項について変動があった場合は、直ちに管理者に通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて管理者と関係市町長協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| 関係市町 | 人数 | 内訳 |
|------|------|--------------------------------|
| 鹿屋市 | 8人以内 | 事務局長 課長 課長補佐 係長 係員 |
| 垂水市 | 1人 | 係長 係員 |
| 肝属郡 | 2人 | 係員 |

別記

第 1 号様式（第 5 条関係）

大隅肝属広域事務組合職員派遣要請書

第 号
年 月 日

市（町）長 様

大隅肝属広域事務組合管理者 印

大隅肝属広域事務組合と組合を組織する市町との職員派遣に関する要綱第 5 条の規定に基づき、下記により貴市町職員を派遣して下さるよう要請します。

記

| | |
|------------------|---------------|
| 従事する職務内容 | |
| 派遣期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 派遣職員の職務上の地位（予定） | |
| 派遣要請の理由 | |
| 派遣を受けたい職員に係る希望事項 | |

第 2 号様式（第 5 条関係）

大隅肝属広域事務組合職員派遣通知書

第 号
年 月 日

大隅肝属広域事務組合管理者 様

市（町）長 印

年 月 日付け 第 号で要請のあった本市（町）職員の派遣については、下記のとおり決定したので通知します。

記

| | |
|------------------|-------------------|
| 派遣職員の氏名 | |
| 派遣職員の職名 | |
| 派遣期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 市（町）における勤務年数及び年齢 | 年（採用日） 歳（生年月日） |
| その他必要な事項 | |

※ 「その他必要な事項」欄には、大隅肝属広域事務組合に関連する事務に従事した期間の職名と年数を記載すること。

10 分限及び懲戒

派遣職員の分限及び懲戒については、派遣職員の属する甲の関係機関により措置するものとする。ただし、乙の職務に関する義務違反については、乙の関係規定に基づき乙が懲戒を行うことができる。この場合において乙はその都度甲と協議する。

11 報告

(1) 乙は、派遣職員に関する次の事項について、必要の都度甲に報告する。

- ア 職員の勤務状況
- イ 職員の昇給、昇格等に関すること
- ウ その他必要な事項

(2) 甲は、派遣職員に関する次の事項について、必要の都度乙に報告する。

- ア 職員の身分上の変動
- イ その他必要な事項

12 その他

この協定の実施その他必要な事項でこの協定書に定めのない事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

以上、協定の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ、甲、乙各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

乙 大隅肝属広域事務組合
管理者

第2章 分限・懲戒

○大隅肝属広域事務組合職員の分限の手續及び効果に関する条例

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合条例第12号

肝属地区一般廃棄物処理組合職員の分限の手續及び効果並びに失職の例外に関する条例（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合条例第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果並びに失職の例外に関し必要な事項を定めるものとする。

（降任、免職及び休職の手續）

第2条 管理者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2人を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

（休職の効果）

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について管理者が定める。

2 管理者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

第4条 休職者は、職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

2 休職期間中の給与については、鹿屋市職員の給与に関する条例（平成18年鹿屋市条例第53号）の規定を準用する。

（降給の手續及び効果）

第5条 職員が法第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は、その意に反して降給することができるものとし、その手續は、第2条の規定を準用するものとする。

2 前項に規定する降給は、2号給を超えない範囲内において、管理者が定める。

（失職の例外）

第6条 管理者は、禁錮以上の刑に処せられた職員のうちその刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わないものとするができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。